

## 議案第11号

杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改め、同表に次のように加える。

4 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により出頭した参考人又は鑑定人

第2条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条の2」に改める。

第3章中第14条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第13条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第14条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「についての審査請求」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求について裁決を」に改め、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に

「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第16条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第3条 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条の4の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条の5 この条例の規定による処分（請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第25条中「関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「ついでに審査請求」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求について裁決を」に改め、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条の2第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条の3の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第4条 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「諮問」の次に「（以下「諮問」という。）」を加える。

第7条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「を陳述させる」を「の陳述又は鑑定を求める」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与えることができる」を「与えなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

第8条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を、「その閲覧」の次に「又は交付」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に次の2項を加える。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 前項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（答申書の送付等）

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例(昭和31年杉並区条例第26号)の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

第5条 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付に要する費用は、当該交付を受ける者の負担とする。

第6条 杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第7条 杉並区職員の退職手当に関する条例(昭和50年杉並区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第8条 杉並区職員の育児休業等に関する条例(平成4年杉並区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第9条 杉並区特別区税条例(昭和39年杉並区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例（平成15年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

第11条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の杉並区情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分（新情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第2条の規定による改正前の杉並区情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定による処分（旧情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。）についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の杉並区個人情報保護条例（以下「新個人情報保護

条例」という。)の規定は、施行日以後にされた新個人情報保護条例の規定による処分(新個人情報保護条例第22条第1項に規定する請求に係る不作為を含む。次項において同じ。)についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第3条の規定による改正前の杉並区個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定による処分(旧個人情報保護条例第22条第1項に規定する請求に係る不作為を含む。次項において同じ。)についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

- 4 第4条の規定による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分及び新個人情報保護条例の規定による処分についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた旧情報公開条例の規定による処分及び旧個人情報保護条例の規定による処分についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法が改正されたことに伴い、情報公開請求に係る処分等について審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要がある。

杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区情報公開条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 救済の手續（ <u>第13条の2—第16条</u> ）	第3章 救済の手續（ <u>第14条—第16条</u> ）
第4章及び第5章 略	第4章及び第5章 略
附則	附則
<u>（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）</u>	
<u>第13条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	
<u>（審査会への諮問）</u>	<u>（救済の手續）</u>
第14条 この条例の規定による処分についての審査請求	第14条 この条例の規定による処分に関し、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て</u> があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該 <u>審査請求</u> について裁決
_____があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該 <u>審査請求</u> について裁決	_____があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該 <u>不服申立て</u> について決

をしなければならない。

- (1) 審査請求 が不適法であり、却下する場合
- (2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

（諮問をした旨の通知）

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をす

定しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

（諮問をした旨の通知）

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人\_\_\_\_\_
- (2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をす



る場合に準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの  
審査請求を却下し、又は棄却する  
裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等  
を変更し、当該公開決定等に係る情報  
を公開する旨の裁決（第三者である  
参加人が当該情報の公開に反対の意  
思を表示している場合に限る。）

る場合に準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの  
不服申立てを却下し、又は棄却する  
決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等  
を変更し、当該公開決定等に係る情報  
を公開する旨の決定（第三者である  
参加人が当該情報の公開に反対の意  
思を表示している場合に限る。）

第3条による改正（杉並区個人情報保護条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>（審理員による審理手続に関する規定の 適用除外）</u></p> <p><u>第24条の5 この条例の規定による処 分（請求に係る不作為を含む。以下同 じ。）についての行政不服審査法（平 成26年法律第68号）の規定に基づ く審査請求（以下「審査請求」とい う。）については、同法第9条第1項 本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p><u>第25条 この条例の規定による処分 についての審査請求</u></p> <hr/> <p><u>_____があつた場合は、次に掲げる場合 を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・ 個人情報保護審査会に諮問し、その審</u></p>	<p>（審査会への諮問）</p> <p><u>第25条 この条例の規定による処分に 関し、行政不服審査法（昭和37年法 律第160号）の規定に基づく不服申 立てがあつた場合は、次に掲げる場合 を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・ 個人情報保護審査会に諮問し、その審</u></p>

議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

(1) 審査請求 が不適法であり、却下する場合

(2) 開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第25条の3において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定、消去請求の全部を容認して消去する旨の決定及び利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求 に係る自己情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求 に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合、当該審査請求 に係る消去請求の全部を容認して消去する場合又は当該審査請求 に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をする場合

（諮問をした旨の通知）

第25条の2 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

議を経て、当該不服申立てについて決定しなければならない。

(1) 不服申立て が不適法であり、却下する場合

(2) 開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第25条の3において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定、消去請求の全部を容認して消去する旨の決定及び利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て に係る自己情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該不服申立て に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合、当該不服申立て に係る消去請求の全部を容認して消去する場合又は当該不服申立て に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をする場合

（諮問をした旨の通知）

第25条の2 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

<p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p>	<p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u>_____</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p>
<p>第25条の3 第23条の3第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p>	<p>第25条の3 第23条の3第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p>
<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

第4条による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61</p>

年杉並区条例第38号)第14条及び杉並区個人情報保護条例(昭和61年杉並区条例第39号)第25条の規定による諮問(以下「諮問」という。)に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(調査権限)

第7条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査

年杉並区条例第38号)第14条及び杉並区個人情報保護条例(昭和61年杉並区条例第39号)第25条の規定による諮問\_\_\_\_\_に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(調査権限)

第7条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人\_\_\_\_\_又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させる\_\_\_\_\_ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の規定により意見を述べる不服

請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審

申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は  
資料の閲覧  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧\_\_\_\_\_を拒むことができない。

査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 前項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

(答申書の送付等)

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

## 第5条による改正（杉並区事務手数料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(無料取扱い)	(無料取扱い)
第6条 略	第6条 略
2～4 略	2～4 略
<u>5 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付に要する費用は、当該交付を受ける者の負担とする。</u>	

## 第6条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められてい	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められてい

るものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に

るものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に



処せられなかつた場合  
 (2)及び(3) 略  
 4～6 略

処せられなかつた場合  
 (2)及び(3) 略  
 4～6 略

第7条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u></p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第4</u></p>

\_\_\_\_に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～11 略

5条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～11 略

第8条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p>	<p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p>
<p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>
<p>（1） 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条第5項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をして</p> <p>いる職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は</p>	<p>（1） 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をして</p> <p>いる職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は</p>

第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。  
(2)～(6) 略

第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。  
(2)～(6) 略

第9条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 区長は、災害その他やむを得ない理由により、区税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該行為をすべき者の申請により、又はよらないで当該期限を延長することができる。</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 区長は、災害その他やむを得ない理由により、区税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該行為をすべき者の申請により、又はよらないで当該期限を延長することができる。</p>

第10条による改正（杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(申立ての範囲)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(申立ての範囲)</p> <p>第9条 略</p>

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、申立てをすることができない。ただし、委員が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号） その他の法令の規定により、現に不服申立てを行っている事項又は既に裁決等のあった事項

(3)及び(4) 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、申立てをすることができない。ただし、委員が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号） その他の法令の規定により、現に不服申立てを行っている事項又は既に裁決等のあった事項

(3)及び(4) 略

第11条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その</p>	<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その</p>

- 判決が確定していない場合
- (2) 略
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2)及び(3) 略
- 4～6 略

- 判決が確定していない場合
- (2) 略
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2)及び(3) 略
- 4～6 略

第12条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略